

## 第2節 福祉の充実

### 1 児童福祉

#### (1) 子育て支援

【子ども家庭課】

出生数の減少、核家族化や都市化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化してきている。

特に出生数の減少は、地域社会の活力低下や労働力人口の減少など、社会的・経済的な影響とともに、子どもの育ちにとっても社会性が育ちにくくなるなど、その影響が懸念されており、子どもが健やかに育つための環境づくりが重要な課題となっている。

このため、子育てに関する諸施策を積極的に推進している。

#### ア 地域組織活動（母親クラブ）の育成

母親クラブは、地域児童の健全育成を図るため、母親や父親、地域の人々で構成される自主的な組織である。児童館や保育所等を活動の拠点とし、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動、親子および世代間の交流、文化活動等を行っている。

#### イ ママ・ファースト運動

企業と協働して、子どもが3人以上いる子育て家庭に対する割引サービスの実施など、子育て家庭を優先、応援する実践を拡大する。

#### ウ 子育てマイスター

保育士や保健師等の有資格者を「子育てマイスター」に登録し、子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する悩みや不安を相談できるよう、子育て支援センターや児童館、公民館などで育児相談などのボランティア活動を行う。

#### エ 地域子育て支援拠点

保育所等の児童福祉施設、公共的施設において、子育てに関する知識と経験を有する職員等を配置し、子育て中の保護者の相互交流や育児相談、子育てに関する情報の提供などを行う。

#### オ 医療費助成の実施

小学校3年生までの通院・入院にかかる医療費を助成し、元気で力強い子どもの育みを応援する。

#### カ 新ふくい3人っ子応援プロジェクト

3人目以降の子どもの保育料や病児デイケア、一時預かりの利用料無料化を就学前まで拡大し、3人以上の子どもがいる家庭を応援する。

#### キ 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している人に、支給される。

#### ク 保育所・認定こども園

本県の場合、女性の就業率が全国2位、共働き率全国1位（平成22年国勢調査）と高いことから、仕事と子育ての両立を支援する上で、保育所や認定こども園の果たす役割は重要である。

このため、多様な保育ニーズに対応して、通常の保育時間を超えた延長保育や保護者の用事や育児疲れの解消などのため家庭での保育が一時的に困難な場合の一時預かり、障害

児保育など、きめ細かな保育サービスを提供することにより、働きながら安心して子育てができる環境の整備を図っている。

第 52 表 保育所・認定こども園（保育部分）の現況

平成 28 年 10 月 1 日現在

	施設数	定員数 (A)	入所人数 (B)	充足率 (B)／(A)
市部	232	23,351	22,963	98.3%
町部	44	3,775	3,390	89.8%
計	276	27,126	26,353	97.2%

注：休所を除く

資料出所：子ども家庭課

ケ すみずみ子育てサポート

保護者が通院や冠婚葬祭、学校行事などに参加する場合に、NPO法人やシルバー人材センター等が実施する一時預かり、保育所等への送迎、家事援助などサービスを利用する際や妊婦家庭や家事援助サービスを利用する際の利用料の半額および保険料を助成する。

コ 放課後子どもクラブ応援事業

【義務教育課】

地域の実情に応じて、放課後子どもクラブを実施し、子どもの安全・安心で健やかな活動場所を確保する。

- ・ 実施校区数 191 小学校区（全小学校区）（平成 28 年度）

サ 病児デイケア

【子ども家庭課】

病院や保育所等において、病気治療中や病気の回復期にあつて保育所での保育が困難な児童を一時的に預かる。保育所等で児童が急な発熱など病気になり、保護者が迎えに行けない場合、看護師が代わりに迎えに行き、預かる送迎サービスを実施。

(2) 要保護児童対策

【子ども家庭課】

保護者のない児童や、さまざまな理由で家庭で暮らすことができない児童、または非行や行動上の問題のため、生活指導や自立支援を要する児童がいる場合、児童福祉法に基づいてそれぞれ最も適した児童福祉施設等において保護、育成を図り、児童の福祉向上に努めている。

ア 児童委員

児童委員（民生委員が兼務）は市町の民間奉仕者として自主的な活動を行うとともに、地域の児童および妊産婦の援助指導を行い、その福祉向上を図っている。

また、今日の子どもや家庭を取り巻く状況は多様なものとなってきていることから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動の更なる推進を図ることを目的に、平成 6 年 1 月から児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員が「主任児童委員」として設置されている。

平成 29 年 2 月現在、県下に児童委員 1,706 人、主任児童委員 134 人が委嘱されており、関係行政機関と協力して活動を行っている。

イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産

婦が利用し、助産を受けることができる施設が県下5か所設置されている。

#### ウ 乳児院

保護者のいない乳児、または、保護者が養育できない乳児を入所させて養育する施設で、県下に2か所設置されている。

#### エ 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養育し、自立を支援する施設で、県下に5か所設置されている。

#### オ 児童自立支援施設

不良行為を行い、または、なすおそれのある児童および家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設で、県下に1か所（入所のみ）設置されている。

#### カ 里親

家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度で、H27年度末現在で83家庭の里親が登録されている。

## 2 障害児の福祉

【障害福祉課】

障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童および精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む）をいい、重症心身障害児とは重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童をいう。これらの児童に対しては、それぞれの障害や発達に応じた各種福祉施策を実施している。

### (1) 療育相談・指導

障害児の療育にあたっては、疾病や障害を早期に発見し、早期に治療を行うことは、その後の成長・発達に大きな効果があり、障害の予防や軽減につながることから、各市町で行っている1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児を対象とした一斉健康診査によって、障害児の早期発見に努めているほか、障害児の医療と福祉の機能を備えた総合療育機関として、こども療育センターを設置している。

こども療育センターでは、早期発見・早期療育体制の確立を目指し、各種の障害に迅速に対応できるようリハビリテーション科、小児科、整形外科、児童精神科、耳鼻咽喉科、眼科等の医療体制を整備するとともに、センターには、児童発達支援センターや医療型障害児入所施設を設置し、これらの部門が連携をとりながら指導を行っている。

また、県総合福祉相談所・敦賀児童相談所においては、障害児に関するあらゆる相談に応じているほか、保育所等に入所中の障害児についての判定・助言、障害児施設への入所措置や療育手帳の交付など、児童の福祉増進のために必要な施策を実施している。

さらに、各地域に密着した相談機関として県健康福祉センター、市福祉事務所（家庭児童相談室）があり、障害児の相談に応じているほか、家庭や保護者の相談相手として民生委員（児童委員）や身体障害者相談員、知的障害者相談員を各地域に配置している。

また、自閉症や学習障害等の発達障害のある障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障害児（者）支援センターを設置し、発達障害に関する各般の問題につ

いて発達障害児（者）およびその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）およびその家族の福祉の向上を図っている。

(2) 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障害児、知的障害児および精神障害児に対する各種の相談・指導・施設入所などの援護措置を受けやすくするため、それぞれ障害の区分に応じて身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付している。本県における各手帳の交付状況は、次のとおりである。

**第 53 表 身体障害者手帳の交付状況**

平成 28 年 3 月 31 日現在

総 数 (18 歳未満)	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
586	20	82	5	342	137

資料出所：障害福祉課

**第 54 表 知的障害者療育手帳の交付状況**

平成 28 年 3 月 31 日現在

総 数 (18 歳未満)	最重度・重度 の障害 (A1)	中度・身障 重複障害 (A2)	中度障害 (B1)	軽度障害 (B2)
1,119	292	14	297	516

資料出所：障害福祉課

**第 55 表 精神障害者保健福祉手帳の交付状況**

平成 28 年 3 月 31 日現在

総 数 (18 歳未満)	1 級	2 級	3 級
58	4	42	12

資料出所：障害福祉課

(3) 日常生活用具・補装具等の給付および交付

在宅の重度身体障害児（身体障害者手帳 1～2 級）や重度の知的障害児に対して、浴槽、訓練用ベッド等を給付もしくは貸与する日常生活用具給付（貸与）事業を実施している。

また、身体障害者手帳を受けている児童に対し、身体上の障害を補うために義肢、装具、補聴器、車椅子等の補装具の交付・修理事業を行っている。

(4) 家庭に対する援助

障害児を持つ家庭の精神的な負担や経済的負担を軽減し、日常生活の安定を図るために次のような施策を行っている。

ア 特別児童扶養手当および障害児福祉手当等の支給

重度および中度の障害児を家庭で養育している父母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。手当月額は、重度障害児の場合には 51,500 円、中度障害児には

34,300円である。また、最重度の障害児に対しては、月額14,600円の障害児福祉手当を支給し、これらの手当が受けられない重度および中度の障害児に対しては、月額3,000円の重症心身障害児（者）福祉手当を支給している。

イ 重度障害者（児）医療無料化対策事業

障害児の養育にあたっては、医療面でのケアを欠かすことができないことから、身体障害者手帳（1～3級）や療育手帳（A1、A2、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級かつ精神通院医療の自立支援医療受給者）を所持する障害児（者）に対して、医療費の公費負担を実施し、家庭の負担軽減を図っている。

ウ 心身障害者扶養共済制度

身体障害児（1～3級）や知的障害児などの障害児を扶養する保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者に万一のことがあった場合に残された障害児に終身一定額の年金が給付される。

(5) 障害児に関する在宅サービス

障害児や家族が住みなれた地域において、安心した生活が送れるよう障害児の障害状況や家族状況等に合わせて次のような施策を実施している。

ア 児童発達支援

児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う制度であり、県内には23か所の事業所がある。

イ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所において、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う制度であり、県内には49か所の事業所がある。

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う制度であり、県内には12か所の事業所がある。

エ 居宅介護（ホームヘルプ）

重度の障害児を養育している家庭に対し、希望によって居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行うホームヘルパーを派遣する制度であり、県内には105事業所がある。

オ 短期入所

障害児を介護している保護者が、病気や出産などにより、一時的に家庭で介護できない場合に、短期間障害児福祉施設等において障害児を預かる制度であり、県内には55事業所がある。

カ 障害児の放課後、夏休み期間中の支援

学校の放課後や夏休み期間中等に障害児および保護者が安心して生活できるよう障害児を障害児童クラブや日中一時支援事業実施事業所において預かる制度であり、県内には障害児童クラブが3か所、日中一時支援事業実施事業所が79か所ある。

キ 重症心身障害児の支援

重症心身障害児の日中の預かりや緊急時の受入を行い、家族の身体的、精神的な負担を軽減する制度であり、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）および短期入所事業所において受入や送迎をした際に、事業所を支援する。県内には通所支

援事業所が12か所、短期入所事業所が5か所ある。

(6) 施設等による療育・保護指導

障害児にとって、早期発見にあわせて、早期に療育・指導を行うことは、障害の治療・軽減を図るだけでなく、その後の長期間にわたる保護者のかかわりを支える基盤づくりの上でも、極めて重要である。

このため、様々な障害や年齢のほか、家庭状況や地域の実情に合わせた、適切な支援・治療を行っており、保護者と手を携えながら療育活動に取り組んでいる。

ア 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導を実施している。

イ 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導および治療を実施している。

ウ 重症心身障害児病棟

重症心身障害児については、独立行政法人国立病院機構の専門病床において、特に手厚い介護のもとに療育が行われており、医学的治療のほか、児童指導員や保育士、看護師による保護・治療・訓練によって機能の回復に大きな役割を果たしている。

エ その他の施設

保育所や幼稚園においても、中度・軽度の障害児を対象に健常児との統合保育を進めるなど、障害児保育に積極的に取り組んでいる。

3 母子・父子福祉

【子ども家庭課】

県下の母子家庭は概ね7,000世帯、父子家庭は概ね600世帯である。最近の傾向として離別による母子・父子世帯の比率が増加している。

母子・父子世帯は、経済的基盤の弱さ、将来の生活設計に対する心理的な不安等、その自立を阻む要因を数多く抱えている。また、母子・父子家庭は、家事・子育て・家計の担い手という3つの役割をひとりが背負うことから、子育てと仕事の両立についての負担感が大きい。

このため、経済的自立への支援を推進するとともに、生活相談および援助サービスを実施し、安定した生活と児童の養育のための福祉対策として、母子・父子家庭の福祉の増進を図る必要がある。

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の相談機関として、各福祉事務所（市部は市役所、町部は県健康福祉センター）に母子・父子自立支援員を配置し、就職、教育など、ひとり親家庭の抱える諸問題全般にわたる相談指導業務を行っている。

第56表 母子・父子自立支援員相談指導状況（平成27年度）

事項別	生活一般	児童	生活援護	その他	計
件数	1,917	622	1,835	28	4,402

資料出所：子ども家庭課

(2) 母子・父子福祉センター

福井市光陽2丁目に福井県母子・父子福祉センターが設置されており、ひとり親家庭の各相談に応じている。また、ひとり親家庭向けに自立促進のための講座等を開設している。

(3) 児童扶養手当

父または母と生計をともにしていない児童の父母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されている。対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童もしくは20歳未満で政令に定める程度の障害を有する児童。

手当の月額、児童1人の場合42,330円、第2子については月額10,000円、第3子以降は児童1人につき6,000円を加算した額となる。

ただし、所得が一定額以上の者は手当額の一部または全部が支給停止となる。

第57表 児童扶養手当受給者数

平成28年3月末現在

世帯類型別						受給対象児童数別					
生別	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
4,871	53	523	40	10	95	3,287	1,814	423	59	7	2

資料出所：子ども家庭課

(4) 母子・父子家庭の医療費助成

母子・父子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、県下の母子・父子家庭の母または父と子を対象に、社会保険各法、その他の法令の規定による医療の給付を受けた者が支払った自己負担金について助成を行っている。

(5) 交通災害等遺児就学支度金

交通災害等による遺児の義務教育（修学）の安定と福祉の増進を図るため、遺児の保護者（扶養者）に対し、入学時に遺児就学支度金（小学校入学時40,000円、中学校入学時45,000円、高校入学時60,000円）を支給している。

ただし、所得が一定額以上の者は支給されない。

(6) 母子家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭が、技能習得のために通学するなど自立促進のために必要な事由や病気等の事由により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等を行っている。

(7) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の就業と自立を図るため、パソコン講習や訪問介護員の養成研修等の支援講習会の開催のほか、ひとり親家庭を対象に、就業相談、養育費相談、法律相談を行っている。

(8) 母子家庭等教育訓練給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父の就業を促進するため、就業相談を踏まえて、資格取得や職業訓練を行う方に対し給付金を支給している。

(9) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母および父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金の支給を行っている。また、

修業期間の終了後、高等職業訓練修了支援一時金の支給を行っている。

(10) 母子・父子福祉資金の貸付

母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するための事業開始資金、事業継続資金、修学資金、住宅資金、就学支度資金等を低利子または無利子で貸し付けている。

第 58 表 母子・父子福祉資金貸付状況（平成 27 年度）

種類	事業開始 資金	事業継続 資金	修学資金	技能取得 資金	住宅資金	結婚資金	就学支度 資金	修業資金	就職支度 資金	特例児童扶 養資金	生活資金
件数	0	0	59	0	0	0	0	2	3	0	5
金額 (円)	0	0	3,840,400	0	0	0	0	630,000	1,668,000	0	4,332,000

資料出所：子ども家庭課

4 母子保健

【子ども家庭課】

母子保健の施策は、思春期から妊娠・出産、新生児・乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的にすすめられることを目指しており、第 11 図に示したようにそれぞれの時期における事業が行われている。その施策は健康診査・保健指導等と療養援護等の 2 つの柱からなっている。



第 11 図 福井県の母子保健実施体制

区分	思春期	妊娠	出産	1歳	2歳	3歳
健康診査・保健指導等	<p>妊前指導</p> <p>思春期セミナー</p> <p>女性の健康相談窓口の設置</p>	<p>母子健康手帳交付</p> <p>妊娠健康診査・精密健康診査</p> <p>B型肝炎母子感染防止事業</p> <p>先天性代謝異常検査</p> <p>新生児聴覚検査</p>	<p>乳児健康診査・精密健康診査 (医療機関委託)</p> <p>乳児健康診査・精密健康診査</p> <p>乳児保健相談・育児相談</p> <p>乳幼児訪問指導</p> <p>乳幼児訪問指導</p> <p>乳幼児保健相談・訪問指導</p> <p>乳幼児健康相談・離乳食教室・歯科指導等</p> <p>乳幼児健康診事後指導教室</p> <p>妊娠・出産包括支援事業 (産前産後サポート事業、産後ケア事業)</p>	<p>1歳6か月児健康診査・精密健康診査</p> <p>3歳児健康診査・精密健康診査</p>	<p>1歳児健康診査・精密健康診査</p> <p>2歳児健康診査・精密健康診査</p>	<p>3歳児健康診査・精密健康診査</p>
	療養援護等	<p>特定不妊治療費助成</p>	<p>周産期医療体制運</p> <p>総合周産期母子医療センター運営</p> <p>周産期医療情報ネットワークの運営</p> <p>母体・新生児の搬送体制の確保</p>	<p>小児慢性特定疾病医療費助成</p>	<p>子ども医療費助成</p> <p>未熟児養育医療</p> <p>育成医療</p>	<p>小児慢性特定疾病医療費助成</p>

福井県事業

資料出所：子ども家庭課

- (1) 健康診査・保健指導等 【子ども家庭課】
- ア 母子健康手帳の交付  
市町は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付している。この際に、母子保健サービスの意義を伝えるとともに、健康リスクや社会経済的リスク等を抱える妊婦を把握する機会としている。
- イ 妊産婦、乳幼児の健康診査  
母子健康手帳の健康診査受診票により、妊婦に対し14回、乳児に対し2～3回の健康診査が医療機関において原則無料で受診できる。その他1歳6か月児、3歳児健康診査などを実施している。
- ウ 妊産婦、乳幼児の保健指導等  
妊産婦、乳幼児の保護者に対する保健指導は、安全な妊娠・出産や育児環境の調整のために必要であり、個別または集団指導の形で実施している。必要な医療の勧奨および継続受診支援、育児不安への対応、虐待予防、社会資源の利用など、個別のニーズに沿った対応をしている。
- エ 女性の健康相談窓口の設置  
不妊や妊娠・出産に関すること、女性特有の症状などに対し、助産師等の専門職が電話または面接により、相談に対応している。
- (2) 療養援護等
- ア 子ども医療費助成 【子ども家庭課】  
子どもの医療費について助成し、健やかな育ちを支援している。
- イ 未熟児養育医療 【子ども家庭課】  
身体の発育が未熟のまま出生した未熟児は、疾病にかかりやすく、障害を残す可能性があるため、速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院治療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において医療を給付する。
- ウ 小児慢性特定疾病医療支援 【健康増進課】  
慢性疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等）にかかっていることにより療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に要する医療等を給付する。
- エ 特定不妊治療費助成 【子ども家庭課】  
不妊治療のうち医療保険が適用されず、治療費が高額になる体外受精または顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成する。
- (3) 母子保健の基盤整備
- ア 周産期医療体制の整備 【健康増進課】  
リスクの高い妊婦や新生児に高度で専門的な医療を提供する総合周産期母子医療センター、比較的高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センター、地域の周産期医療関連施設（病院、診療所、助産所）の連携を強化し、安定的な妊産婦受入体制の確保を図る。
- イ 子育て世代包括支援センター整備 【子ども家庭課】  
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、全市町に子育て世代包括支援センターを整備する。（注：母子保健法上の名称は母子健康包括支援センター）

(4) これからの母子保健の課題

【子ども家庭課】

母子保健は、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次の世代を健やかに産み育てる基盤となる。出生数が減少する中、低出生体重児の割合の増加、虐待件数の増加など、社会環境の変化に伴う諸問題が母子保健においても顕在化している。

子どもが心身共に健康に育つための環境づくりは重要であり、健康診査や訪問指導による身体面および精神面の異常の早期発見と治療、認定子ども園や学校と連携した元気なからだづくりは今後も継続していく必要がある。それには、家庭の協力と社会全体で子どもを育む意識の醸成も不可欠である。

さらに、児童虐待防止のため、育児不安を持つ妊産婦支援や、養育に支援を要する家庭の早期発見と継続支援等の実施にあたり、保健、医療、福祉および教育関係者との連携強化もより一層重要となってきている。

第 59 表 出生数、低出生体重児（※）数の推移（福井県）

年次		昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27
出生数		10,044	8,668	8,244	8,036	7,148	6,874	6,230
低出生 体重児	数	538	502	566	621	571	583	542
	割合	5.4	5.8	6.9	7.7	8.0	8.5	8.6

※出生児の体重が 2500g 未満の新生児

資料出所：子ども家庭課